

令和7年第1回長南町議会定例会

議事日程（第4号）

令和7年3月11日（火曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第21号 令和7年度長南町一般会計予算について
- 日程第 3 議案第22号 令和7年度長南町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 4 議案第23号 令和7年度長南町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 5 議案第24号 令和7年度長南町介護保険特別会計予算について
- 日程第 6 議案第25号 令和7年度長南町笠森靈園事業特別会計予算について
- 日程第 7 議案第26号 令和7年度長南町農業集落排水事業会計予算について
- 日程第 8 議案第27号 令和7年度長南町ガス事業会計予算について
- 日程第 9 発議第 1号 長南町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 発議第 2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 発議第 3号 専決処分事項の指定について
- 日程第12 発議第 4号 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	太	田	久	之	2番	鈴	木	ゆきこ
3番	宮	崎	裕	一	4番	河	野	康二郎
5番	岩	瀬	康	陽	6番	御園	生	明
7番	松	野	唱	平	8番	森	川	剛典
10番	加	藤	喜	男				

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野 貞夫	副町長	佐久間 静夫
教育長	糸井 仁志	総務課長	河野 勉
企画財政課長	江澤 卓哉	特命担当主幹	小澤 元晴
税務住民課長	松崎 文昭	福祉課長	長谷 英樹
健康保険課長	山口 重之	生活環境課長	三上 達也
産業振興課長	石川 和良	建設課長	高徳 一博
ガス課長	金坂 美智子	教育課長	三十尾 成弘
教育課主幹	三ツ本 勝		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 今井 隆幸 書記 山本 裕喜

○議長（松野唱平） 皆さん、こんにちは。

本日が最終日となりますので、よろしくお願ひいたします。

◎開議の宣告

○議長（松野唱平） ただいまから令和7年第1回長南町議会定例会第12日目の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎健康保険課長の発言

○議長（松野唱平） ここで、山口健康保険課長より発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。

山口健康保険課長。

○健康保険課長（山口重之） 昨日、森川議員よりご質問をいただきました議案第15号 令和6年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、歳出、2款2項1目一般被保険者高額療養費を1,600万円減額するご質問につきまして、お答えさせていただきたいと思います。

高額療養費につきましては、当初予算におきまして、過去の給付実績などを基礎として算定いたしました。そのような中、延べ人数とはなりますが、保険診療の対象となる医療費で月100万円以上となった方が昨年度12月診療分までの実績で80名でございましたが、今年度同月までの実績を見ますと52名と、全体として減少しております。その中で、継続して高額療養費の対象となっていた被保険者3名の方がお亡くなりになり、75歳を迎えられ、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方が1名いらっしゃいました。

この状況が減額要因の全てではございませんが、給付実績を勘案いたしまして、再度試算させていただきまして、今回減額とさせていただいたものでございます。

以上です。

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平） では、本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎諸般の報告

○議長（松野唱平） 日程第1、諸般の報告をします。

本日、宮崎裕一議員ほか2名から発議4件を受理しましたので、報告します。

なお、受理した発議についてはお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第21号～議案第27号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第2、議案第21号 令和7年度長南町一般会計予算についてから、日程第8、議案第27号 令和7年度長南町ガス事業会計予算についてまでは関連がありますので、会議規則第37条第1項の規定

に基づき、一括議題といたします。

これらの議案については、会議規則第41条第1項の規定に基づき、予算特別委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

岩瀬予算特別委員長。

[予算特別委員長 岩瀬康陽登壇]

○予算特別委員長（岩瀬康陽） ご指名をいただきましたので、私のほうから報告をさせていただきます。

まず、報告に入る前に、先週の5、6と2日間にわたりまして委員の方、また、執行部の方のご協力によりまして、スムーズな議案審議が行われましたことに深く感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、ご指名をいただきましたので、予算特別委員会に付託されました議案第21号から議案第27号までの、令和7年度の各予算会計の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、2月28日の本会議において議長を除く8名全員で設置し、正副委員長の互選が行われました。

委員長には私、岩瀬康陽が選任され、また、副委員長には太田久之委員が選任されました。

また、3月5日、6日に委員会を開催し、付託された各議案について関係職員から詳細な説明を受けるなど慎重に審査を行った結果、議案第21号については賛成多数で、議案第22号から議案第27号までについては、全員一致で、次に述べる意見を付して原案のとおり可決すべきであると決定しました。

審査意見については、次のとおりであります。

まず、一般会計。

1、直売所交流施設基本計画策定に当たり、住民の意見、要望の把握に努め、また、健全な運営が確保できる計画書の作成に取り組まれたい。

2、ふるさと納税については、返礼品の拡充を進めてさらなる歳入の確保に努められたい。

3、DX、デジタルトランスフォーメーションの推進により、事務事業の効率化と経費の節減を図り、町民生活等のサービス向上に努められたい。

4、総合計画後期基本計画及び総合戦略においては、現状の進捗状況を検証し、具体的な実施計画策定に取り組まれたい。

5、高齢者や交通弱者の移動の確保を図るため、デマンドタクシーの機能の充実と併せて公共交通の利便性向上に取り組まれたい。

6、町内に散見されるヤード等の環境問題に対応し、町民の安心安全な生活環境を守るため、町条例等の制定により指導できるように取り組まれたい。

7、放課後児童クラブについては、児童の移動の安心安全と長期的な視点も考慮し、学校施設の活用に取り組まれたい。

8、有害鳥獣の捕獲体制を充実させるため、狩猟者の育成と近隣自治体との連携に取り組まれたい。

9、ミハラシテラスの集客力を高めるため事業者と十分に協議し、今後の運営計画を明確にして、長期を見据えた事業に努められたい。

10、都市計画マスタープランにおいて、流通業務地になっている圏央道インターチェンジ周辺は、長生グリーンラインの延伸により、高速ネットワークが形成され、物流等の拠点となる企業誘致が期待できることから、

速やかに誘致に取り組まれたい。

11、学校給食においては、児童・生徒の食の安全と健康増進に努めるため、有機野菜等の食材の提供に努められたい。

次は、国民健康保険特別会計です。

医療費の削減と町民の健康維持に向けて、さらなる特定健診等の受診率の向上に努められたい。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

保健事業と介護予防の一体的事業を推進して、医療費等の削減、町民の健康維持に向けた取組に努められたい。

介護保険特別会計。

町民の高齢化に伴い、認知症やフレイル対策に向けて介護予防事業と介護事業の充実を図られたい。

笠森靈園事業特別会計。

墓じまい等による利用者減少が見込まれる中で、中長期的な計画を策定し、経営基盤の強化を図られたい。

農業集落排水事業会計。

需要戸数の減少や施設の経年劣化が見込まれる中で、利用料金の改定による経営改善に努めるとともに、施設改修、再編計画に取り組まれたい。

ガス事業会計。

供給量、供給戸数の減少が見込まれる中で、将来を見据えたガス事業の健全化に取り組み、安定的かつ安心安全なガス供給が図られるよう取り組まれたい。

以上、予算特別委員会の審査結果報告といたします。

○議長（松野唱平） これで委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。この質疑では、審査経過及び結果についての質疑に限られますので、ご了承願います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案ごとに討論及び採決を行います。

初めに、議案第21号 令和7年度長南町一般会計予算についての討論を行います。

討論ありませんか。反対討論でよろしいですか。

10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 10番の加藤でございます。

一般会計新年度予算に反対をいたします。

一般会計予算書90ページ。6款商工費、1項商工費、2目観光費、14節工事請負費に示されます野見金公園休憩所浄化槽入替工事462万円は必要ないと思われる所以、反対をします。

理由についてですが、この工事は野見金公園山頂にある休憩所において調理などができるようにするため、

10人槽の浄化槽を30人槽に交換するとの説明を受けました。この施設において現在は特定の業者が外部で加工した食品類を販売していると思いますが、現在においてもこの施設の状況がマージンに対し、相当のメリットを出しているのか甚だ疑問です。このような施設にさらに462万円をかけて浄化槽を大きくし、この場所で調理ができるようにしても、費用に対する効果は得られないものと思います。462万円という大金があるのであれば、現地に調理設備を備えた移動販売者が置ける場所でも整備し、有料で貸出しするほうがよろしいかと思います。

もう一つは、同施設を無料で貸し出していることです。さらに462万円を費やし、無料で貸すことはおかしいと思います。何がしかの賃料を頂くべきだと思います。

この賃料については、熊野の清水公園の町の施設についても同じあります。町では使用料条例を定め、町民等が町の施設を使用する場合には、使用料を頂くわけです。野見金及び熊野の清水の町の施設を使用するのは、営利を目的とした企業です。無料であることに疑問を感じます。

今回の浄化槽の交換は、現在の使用者からの要望なのか町だけの考えなのか、さきの委員会では聞き忘れましたが、いずれにしてもこの事業は、費用に対して得られる効果は低いと思います。本来であれば、修正による、修正案を出せばよろしいわけですが、賛同者もおりませんので、やむを得ず浄化槽入替工事費の462万円が含まれる一般会計新年度予算に対して反対をするものであります。

以上です。

○議長（松野唱平） 次に、賛成者の発言を許します。

8番、森川議員。

○8番（森川剛典） 令和7年度の一般会計に対して賛成討論をいたしますが、少し加藤議員の反対討論に対して前置きをして述べていきたいと思います。

私は、予算特別委員会において、原案に対して反対討論をいたしました。それは、最近住民から苦情が寄せられている環境問題を審議すべき委員会の予算が計上はされているものの、開催については、町長の諮問機関であり、データ的に特別の変化のないものについては、開催の必要はないのではという趣旨的な答弁があり、補足的な話では、以前に議員側から、必要性に応じて開催すればよいという提案もあったと聞き及んだからです。

しかし、それは以前の話であって、このままでは住民にとって重要な環境問題について審議する委員会の開催がないと感じたからです。単なる予算計上ではなく、環境問題が上がっている必要な今についてはやるべきだという主張が、そういう主張が反対討論で必要だったからです。

ただ、その後よく考えてみると、そのこと単体は非常に重要ですが、予算の一部として計上されているものですから、修正案ではなく予算特別委員会の委員長報告の審査意見にすべきと思い、発言をいたしました。

すると、それは特別委員会の中でも協議され、民主的な合意の下に、町内に散見されるヤード等の環境問題に対応し、町民の安心安全な生活環境を守るために、町条例等の制定により指導できるように取り組まれたい、先ほど発表されましたけれども、という個人の意見より発展した審査意見となって反映されています。予算特別委員長、委員会の皆様、改めて御礼申し上げます。

今聞いた中で私の考えでは、加藤議員の意見もこの審査意見の中に盛り込まれて、その部分では、ミハラシテラスの集客力を高めるため事業者と十分に協議し、今後の運営計画を明確にして長期を見据えた事業に努められたいと、こうなっております。

審査意見や一部の議案に不満がある場合は反対もやむを得ないかもしれません、加藤議員が言ったように、本来は具体的修正案を出すべきだと考えております。なぜなら、具体的に示さずに、個々の問題だけで反対をすれば100%完全な予算案は現実的にはあり得ないので、個々の反対部分だけを集めると、恐らくこの予算案は成立しないと考えます。

さらに言うと、個別の反対をもって全体予算に反対となると、それは町民の利益につながるでしょうか。大局的な、総合的な立場に立って、審査意見を付して100%に向けたものに少しでも近づけて、町民の利益にしていくことが大事だと、私は思っています。

そういう意味では、執行部については、住民代表である議会側から上げられた審査意見を十分に吟味して、予算に反映していただけるものと考えます。

また、特に本予算には昨年の後半に、多くの町民の話題になった中央公民館複合施設の建設問題も白紙に戻すという町長の決断から、補正予算では基本計画予算がなくなり、その代わり新年度予算に、公民館建設に向けたゼロスタートのアンケートの予算が新たにのっています。これは耐震性のない中央公民館については、早急な建て直しが必要ということが明白です。公民館複合施設建設に関するアンケートですから、予算成立なくしてどのように対処していくのでしょうか。これは町民にとっても大事な予算だと考えております。単なる反対で済まされるべきではありません。

よって、総合的に考えて反対意見も考慮した審査意見の委員長報告が、町執行部によって予算原案に釀成されて、町民のために執行されると信じて賛成するものです。

皆様のご賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（松野唱平）ほかにありますか。

6番、御園生議員。

○6番（御園生明）明確な賛成討論をいたします。

新年度一般会計予算につきましては、各分野において必要な施策の予算を確保していることから、賛成するものであります。

○議長（松野唱平）ほかにありますか。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平）それでは、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号の採決をいたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平）押し忘れはありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成多数です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和7年度長南町国民健康保険特別会計予算についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号の採決をいたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和7年度長南町後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号の採決をいたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和7年度長南町介護保険特別会計予算についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号の採決をいたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和7年度長南町笠森靈園事業特別会計予算についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号の採決をいたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和7年度長南町農業集落排水事業会計予算についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号の採決をいたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和7年度長南町ガス事業会計予算についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号の採決をいたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第9、発議第1号 長南町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

3番、宮崎議員。

[3番 宮崎裕一登壇]

○3番（宮崎裕一） 議長のお許しをいただきましたので、発議第1号の提案理由の説明を申し上げます。

長南町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、条例中で引用している条文の項番等に条項ずれが生じること及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役刑及び禁錮刑が拘禁刑に改正されることから、本条例の一部改正を行うものであります。

内容につきましては、条例及び新旧対照表等ご覧ください。

また、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。ただし、第2条の規定は、令和7年6月1日から施行となります。

議員各位におかれましては、本案の趣旨を十分ご理解いただき、ご賛同くださるようお願い申し上げて、発議第1号の提案理由の説明といたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平） これで提案理由の説明は終わりました。

これから発議第1号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号の採決をいたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第10、発議第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

3番、宮崎議員。

[3番 宮崎裕一登壇]

○3番（宮崎裕一） 議長のお許しをいただきましたので、発議第2号の提案理由の説明を申し上げます。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、先日の執行部の議案説明でもあったように、国的人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の期末、勤勉手当について0.1か月分の引上げがされることとなり、特別職においても一般職と同様に、期末手当の引上げを行おうとするものであります。

議会議員の報酬においては、これまで特別職の条例改正に準じ、改正を行ってまいりました。つきましては、特別職と同様、国的人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、議会議員の期末手当を年間0.1か月分の引上げを行うものとするものであります。条例の一部改正をお願いするものであります。

改正の内容についてございますが、さきの特別職の一部改正と同様でございます。

また、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定については、令和7年4月1日からの施行とするものであります。

議員各位におかれましては、本案の趣旨を十分ご理解いただき、ご賛同くださるようお願い申し上げて、発議第2号の提案理由の説明といたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平） これで提案理由の説明は終わりました。

これから発議第2号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号の採決をいたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第11、発議第3号 専決処分事項の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

3番、宮崎議員。

[3番 宮崎裕一登壇]

○3番（宮崎裕一） 議長のお許しをいただきましたので、発議第3号の提案理由の説明を申し上げます。

専決処分事項の指定について、令和6年第4回定例会時の総務経済常任委員会及び本会議において、執行部から上程された損害賠償額の決定及び和解することについての議案について、専決処分事項の指定の意見が出されたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、軽易な事項については迅速な対応が取れるようになるため、町長において専決処分することができる事項を追加するものであります。

専決処分することができると指定する事項といたしましては、1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解に関することとするものであります。この指定額につきましては、近隣市町村に合わせ1件100万円といたしました。

議員各位におかれましては、本案の趣旨を十分ご理解いただき、ご賛同くださるようお願い申し上げて、発議第3号の提案理由の説明といたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平） これで提案理由の説明は終わりました。

これから発議第3号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号の採決をいたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第12、発議第4号 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

3番、宮崎議員。

[3番 宮崎裕一登壇]

○3番（宮崎裕一） 議長のお許しをいただきましたので、発議第4号の提案理由の説明を申し上げます。

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の改正を求める意見書の提出についてであります。

初めに、2008年に提訴された建設アスベスト訴訟は2021年5月17日の最高裁判判決を受け、国と建設アスベスト訴訟全国連絡会との間で基本合意が締結されました。同年6月9日、原告と同等の被害者に給付金を支給する特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律が成立し、同制度の開始後2025年1月末までに8,298件の申請中、7,937件が認定相当となりました。裁判によらずとも、被害者の救済は大きく前進をしております。

しかしながら、現行の給付金法は国だけが基金を拠出しているにすぎず、最高裁の判決で警告義務違反が認められたアスベスト建材製造メーカーは、基金を拠出していません。また、主に野外作業に従事してきた被害者や、国の責任期間外にアスベスト作業等に従事した被害者も補償対象外となっております。さらに、被害を発生、拡大させたアスベスト製造販売メーカーの多くが、いまだに被害者原告と裁判を争い続けております。

建設アスベスト給付金法は附則第2条で、国は、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとしています。よって、この請願の改正の目的は、当初から現行法の不十分性を克服し、建設アスベスト被害の全面的な救済を図ることを目的としております。

意見書の1つ目ですけれども、国とともに建設アスベスト被害の発生、拡大に大きな影響を及ぼしたアスベスト含有建材を製造販売してきた建材メーカーに対し、国とともに補償基金に拠出させること。

2つ目は、現行の給付金の支給対象外とされている屋外作業の被害者や、解体改修作業の被害者も給付金の支給対象とするほか、死亡後20年の除斥期間の撤廃、就労期間の始期、終期による被害者間の格差をなくすことです。

この意見書は、県内54自治体中13自治体で採択をされております。議員各位におかれましては、本案の趣旨を十分ご理解いただき、ご賛同くださるようお願い申し上げて、発議第4号の提案理由の説明といたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平） これで提案理由の説明は終わりました。

これから発議第4号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

8番、森川議員。

○8番（森川剛典） 賛成討論をしてよろしいでしょうか。

○議長（松野唱平） はい。

○8番（森川剛典） このアスベストに関して私も多少関わりがあるので、賛成討論を述べさせていただきます。

私の父は十何年前に亡くなりましたが、やはり中皮腫、アスベストが原因だと言われました。その後、総務経済委員長をしているときに、このアスベストのやはり意見書、採択をされて、これで進んでいくんだ、安心していましたら、またこのように進んでいながらも十分な補償がされていない、このようなところに直面しています。

ぜひこれが採択されて、このアスベスト被害に遭っている人たちが十分救済されるように賛同していきたいと思いますので、賛成討論といたします。

○議長（松野唱平） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号の採決をいたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松野唱平） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本定例会での会議録調製に当たり、字句、数字、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

これをもって、会議を閉じます。

令和7年第1回長南町議会定例会を閉会します。

(午後 2時14分)